

令和8年（2026年）6月2日
10時00発表

固定資産税納税通知書の一部誤封入について（第2報）

令和8年（2026年）5月13日にお知らせしました固定資産税納税通知書の一部誤封入について、5月末時点の誤封入の件数及び再発防止状況についてお知らせします。

- 1 発生状況** 5月11日に2名の方から誤封入のご連絡を受け事案が発覚したのですが、5月13日に報道、市ホームページ、市公式LINEによる情報提供をさせていただいて以降、5月末時点で納税者の皆様から追加で誤封入のご連絡はいただいていない状況です。
- 2 発生原因** 納税通知書は専用の連続用紙を専用の裁断機・封入封緘機で発送加工しており、その処理における再現テストを行っておりますが、事象の再現がなく現時点で発生原因の特定に至っておりません。
- 3 再発防止** 納付書の領収書部分の誤封入を機械的に検知できるように、封緘後の厚さ検知（ μm 単位で測定）について、現在の中央測定から領収書部分へ位置変更を行い、領収書が欠損した場合または領収書が誤封入した場合について確実に検知できるように再発防止対応を行っております。

【お問い合わせ先】

- 裁断・封入工程での誤封入に関すること
総務局 デジタル部 システム推進課
電 話：096-328-2050
課 長：廣岡 達也（ひろおか たつや）
- 納税通知書の対応に関すること
財政局 税務部 固定資産税課
電 話：096-328-2195
課 長：荒木 巖（あらか いわお）